

## 身体障害者手帳について

### 身体障害者手帳とは...

身体障害者福祉法に基づき、身体障害者の様々なサービスを受けることができることの証票としての役割を持つものです。

### 【内容】

身体障害者手帳の交付対象の方は下記の通りとなっております。

#### 交付対象障害者

肢体（上肢、下肢、体幹）

視覚・聴覚又は平衡機能

音声言語機能、そしゃく機能

内部機能（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸）

免疫機能に障害がある人

手帳を所持するためには、交付申請が必要となります。

具体的なサービス内容については、各市町村によって異なります。

### 【手続き方法】

居住地を管轄する福祉事務所（役場福祉課）の窓口にて相談し、必要書類をお受け取りになり、下記の書類を揃えて申請手続きを行って下さい。

また、福祉事務所（役場福祉課）に申請した診断書は審査会で書類審査され、障害の程度が身体障害者福祉法に定める程度の障害を認定された後、手帳が交付されます。

手帳が本人の手元に届くのは申請後の1～2ヶ月程かかります。

こちらは参考資料  
となります。  
詳細について  
のご相談は医療相談員  
にお声かけ下さい。

### 必要書類

- 1．身体障害者診断書（指定医作成に限る）
- 2．写真（縦4cm×横3cm）1枚
- 3．印鑑
- 4．身障手帳交付申請書



医療法人社団 三思会 くすの木病院  
医療相談室  
TEL：0274-24-3111（代）